

## 埼玉県介護職員資格取得支援事業（実務者研修受講料）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 県は、県内の介護施設等に勤務する介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援することにより、介護職員の処遇改善及び定着を図るため、実務者研修の受講料を負担した者に対し、毎年度の予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において「介護福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する国家資格をいう。

2 この要綱において「実務者研修」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う介護福祉士として必要な知識及び技能を習得することを目的とした研修をいう。

3 この要綱において「介護施設等」とは、別表に掲げる施設等をいう。

4 この要綱において「処遇改善」とは、介護施設等に勤務する介護職員に対して支給される給与額が、資格手当の支給等により増額されることをいう。

### （補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次の要件を満たした場合における実務者研修の受講料とする。

（1）支援対象職員（介護施設等に勤務する介護職員であって、常勤職員又は常勤職員に準ずる職員（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上である職員）をいう。以下同じ。）が実務者研修を修了したこと。

（2）支援対象職員の処遇改善が図られたこと又は図られる見込みであること。

2 前項の補助金の交付の対象となる実務者研修の受講料は、補助金の交付を受けようとする年度内に受講を開始し、修了したものであり、受講料の支払いを同一年度内に行ったものに限る。

### （補助額）

第4条 前条第1項の経費に対する補助額は、支援対象職員1人につき当該所要経費の2分の1又は10万円のいずれか低い額とする。

### （補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、実務者研修の受講料を負担した次の各号に掲げる者とする。ただし、本事業と同趣旨の事業による補助金等の交付を受けている者又は受けることを予定している者は、この事業の補助対象者とならない。

（1）県内に所在する介護施設等を運営する法人

(2) 県内に所在する介護施設等に勤務する介護職員

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が以下の各号に該当する者であるときは、この事業の補助対象者とならない。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 申請書の記載事項は、様式第1号に記載のとおりとする。

3 規則第4条第2項第1項から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

(1) 計画書（様式第1号別紙1-1）

(2) 処遇改善計画書（様式第1号別紙1-2）

(3) 支援対象職員の国家試験の受験番号が確認できる書類（処遇改善に国家資格取得を要件としている場合）

(4) 支援対象職員が実務者研修を修了したことを証明する書類

(5) 支援対象職員又は第5条第1号の法人が実務者研修の受講料を支払ったことが確認できる書類

(6) 第5条第1号の法人が実務者研修の受講料相当額を補填したことが確認できる書類（当該法人が申請者であり、当該法人が実務者研修の受講料を負担した支援対象職員に受講料相当額を補填した場合に限る。）

5 第1項の申請書は、第3条の第1項第1号及び2号に掲げる要件を満たした日からその日の属する年度の知事が定める日までの間に提出するものとする。

（交付決定通知書の様式等）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(交付の方法)

第9条 県は、交付額の確定後に精算払により補助金を交付する。

(状況報告)

第10条 補助対象者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の実績報告書は、第3条第1項の第1号及び2号に掲げる要件を満たした日からその日の属する年度の知事が定める日までの間に提出するものとする。

3 第1項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 支援対象職員が国家試験に合格したことが確認できる書類(処遇改善に国家資格取得を要件としている場合)
- (2) 処遇改善結果報告書(様式第3号別紙3-1)
- (3) 支援対象職員の処遇改善が図られたこと又は図られる見込みであることが確認できる書類
- (4) 支援対象職員が第3条第1項第1号及び第2号要件をすべて満たす場合は、請求書(様式第3号別紙3-2)

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の通知書に基づく補助金の交付額の確定は、次に掲げる要件を全て満たすことを確認することをもって行う。

- (1) 前条の規定により提出された報告書の記載内容が適正であること。
- (2) 支援対象職員が国家試験に合格したこと。(処遇改善に国家資格取得を要件としている場合)
- (3) 支援対象職員の処遇改善が図られたこと又は図られる見込みであること。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその

額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行し、平成28年4月1日以降に修了した実務者研修を対象として適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月19日から施行し、平成29年4月1日以降に修了した実務者研修を対象として適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第2条第3項関係）

	サービスの種別	介護施設等の種別
1	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
2	指定居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
3	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
4	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
5	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護